

## 西宮市人事行政の運営等の状況（令和5年度）

人事行政運営の公正性・透明性を高める観点から、地方公務員法及び西宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和5年度の西宮市職員の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

### 1. 部門別職員数の状況

令和5年4月1日現在の部門別の職員数の状況及び主な増減理由は、次のとおりです。

（各年4月1日現在・人）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	18	18	－	
		総 務	537	536	－1	
		税 務	134	135	1	
		民 生	719	725	6	認定こども園の設置に向けた準備 子供家庭総合支援拠点の体制強化
		衛 生	469	465	－4	新型コロナウイルス感染症対応業務の縮小 新型コロナワクチン接種課の配置見直し
		労 働	9	7	－2	職員配置の見直し
		農林水産	9	9	－	
		商 工	24	23	－1	
		土 木	309	310	1	
	計	2,228	2,228	－		
	教 育 部 門	564	556	－8	職員配置の見直し	
	消 防 部 門	495	504	9	ポンプ隊の増隊	
	小 計	3,287	3,288	1		
公 営 企 業 等	病 院	222	219	－3	職員配置の見直し	
	水 道	166	169	3	水道維持管理業務の体制強化	
	下 水 道	79	80	1		
	そ の 他	102	101	－1	職員配置の見直し	
	小 計	569	569	－		
合 計		3,856	3,857	1		

※職員数は一般職に属する職員数。

### 2. 定員適正化の年次別進捗状況

民生部門を中心とした行政需要の増大が見込まれる中、事務事業や事務執行体制の見直しなどにより、継続して定員の適正化に取り組んでいます。進捗状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
人口（各年1月1日現在）	484,204	483,394	482,796
普通会計職員数（各年4月1日現在）	3,287	3,287	3,288
人口千人当たりの普通会計職員数（各年4月1日現在）	6.79	6.80	6.81

### 3. 職員の任免の状況

令和4年度における職員の新規採用者及び退職者の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

職 種	市長部局		行政委員会		教育委員会		消防局		上下水道局		中央病院		全市合計	
	採用	退職	採用	退職	採用	退職	採用	退職	採用	退職	採用	退職	採用	退職
事務職	43	34		1	3	1			2	6		1	48	43
技術職	11	15							5	2			16	17
保育士	15	17											15	17
医師											4	7	4	7
獣医師	1	1											1	1
薬剤師	1										1	1	2	1
助産師・看護師											7	6	7	6
保健師	2	2											2	2
診療放射線技師												1	0	1
臨床検査技師													0	0
栄養士													0	0
作業療法士													0	0
言語聴覚士	1	1											1	1
心理療法士	1	1											1	1
理学療法士													0	0
自動車運転手		8											0	8
施設技能員	3	3											3	3
衛生作業員	11	2											11	2
福祉員		2											0	2
支援員													0	0
電話交換手		1											0	1
水道主査										1			0	1
水道業務員									2	2			2	2
下水施設管理員										1			0	1
用務員・整備員						2							0	2
調理員	1	2				3							1	5
家政作業員・園務員						2							0	2
学校教育事務員						2							0	2
教育職					13	21							13	21
消防職							20	11					20	11
合 計	90	89	0	1	16	31	20	11	9	12	12	16	147	160

※採用者は令和4年度中途採用及び令和5年4月1日採用の数。

(再任用職員は除き、任期付職員(フルタイム・短時間)を含む。)

#### 4. 職員の採用試験の状況

令和4年度に実施した西宮市職員採用試験の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

職種	試験区分	1次 試験日	募集人員	応募者数	受験者数	1次 合格者	最終 合格者	競争率 (倍)
事務	事務A	7月10日	15名程度	998	754	210	40	18.9
	事務B	9月18日	若干名	12	10	1	1	10.0
	事務C	9月18日	若干名	21	18	1	1	18.0
	事務D（社会福祉）	10月2日	若干名	9	9	9	3	3.0
	学芸員（考古学）	11月13日	1名	7	5	1	1	5.0
	学芸員（近世史）	11月13日	1名	14	12	1	1	12.0
技術	土木	7月10日	7名	35	29	27	8	3.6
	土木（再）	1月28日	若干名	3	3	1	1	3.0
	建築	7月10日	3名	9	7	7	4	1.8
	電気	7月10日	若干名	7	7	7	1	7.0
	機械	7月10日	若干名	16	15	13	1	15.0
	造園	7月10日	若干名	7	5	4	1	5.0
保育	保育士	8月7日	3名	50	48	35	13	3.7
	保育士（経験者）	11月20日	若干名	40	40	29	2	20.0
医療 (中病)	看護師(R5年4月採用)	5月15日	5名程度	14	13	—	4	3.25
	看護師(R4年度中採用)		若干名	9	9	—	3	3.0
	薬剤師	7月3日	1	7	7	—	1	7.0
医療	保健師	7月10日	若干名	76	70	36	2	20.0
	言語聴覚士	10月9日	若干名	6	6	1	1	6.0
	獣医師	10月9日	若干名	5	3	1	1	3.0
	心理療法士	10月2日	若干名	15	14	12	1	14.0
	薬剤師	1月21日	1名	4	4	1	1	4.0
	公衆衛生医師		1名	1	1	0	—	—
労務	衛生作業員	11月27日	10名程度	66	61	52	11	5.5
	施設技能員	11月27日	3名	10	10	10	3	3.3
	水道業務員	11月27日	2名	8	7	7	2	3.5
	調理員	11月20日	若干名	31	29	12	1	29.0
消防	消防（大学卒程度）	7月10日	9名程度	222	187	75	13	14.4
	消防（高校卒程度）	9月18日	5名程度	40	35	30	7	5.0

5. 職員の給与の状況

令和4年度に職員に支給した給料及び諸手当の額は、次のとおりです。

(単位：円)

	市長部局	教育委員会	消防局	病院	上下水道局	計
職員数(人)	2,299	490	502	222	253	3,766
給料	8,488,157,139	2,282,514,251	1,833,481,288	928,951,516	994,377,056	14,527,481,250
職員手当等	8,618,804,205	1,993,643,298	2,008,185,261	1,088,078,100	1,077,703,895	14,786,414,759
地域手当	1,382,471,305	357,745,033	295,786,747	142,155,469	162,220,618	2,340,379,172
扶養手当	223,918,546	52,734,404	92,461,040	19,464,305	29,025,816	417,604,111
住居手当	268,913,157	62,005,566	69,711,224	26,014,293	32,040,992	458,685,232
管理職手当	651,546,364	80,428,764	85,273,250	78,389,305	73,967,640	969,605,323
管理職員特別勤務手当	5,413,000	88,000	1,025,000	36,000	52,000	6,614,000
超過勤務手当	503,064,429	19,332,763	295,449,381	51,714,986	58,515,410	928,076,969
特殊勤務手当	63,515,220	14,547,900	109,496,150	176,621,730	7,385,535	371,566,535
通勤手当	234,274,757	43,607,600	50,211,171	14,845,225	26,645,658	369,584,411
期末勤勉手当	3,773,399,009	976,626,219	817,545,349	419,787,810	432,321,066	6,419,679,453
宿日直手当	0	0	0	57,912,300	0	57,912,300
教員特別手当	0	12,548,380	0	0	0	12,548,380
退職手当	1,368,468,418	346,618,669	125,385,949	92,661,677	238,864,160	2,171,998,873
児童手当	143,820,000	27,360,000	65,840,000	8,475,000	16,665,000	262,160,000
計	17,106,961,344	4,276,157,549	3,841,666,549	2,017,029,616	2,072,080,951	29,313,896,009

※特別職を除き、再任用短時間勤務職員を含む。

※職員の給与の状況は引当金影響額を除いた額(実支給額)。

6. 職員の勤務時間の状況

一般職員の勤務時間及び休憩時間は、原則として次のように割り振られています。

1週間の 正規の勤務時間	1日の 正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

## 7. 職員の休暇制度等

職員の休暇制度等の概要は、次のとおりです。

種 類	基 準 等	日 数 等
年次休暇	職員の請求に基づき付与	1年度につき21日以内
公務傷病等による療養休暇	職員が公務上負傷し、若しくは傷病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合	必要と認める期間
私傷病による療養休暇	職員が公務によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が特に療養を要すると認めたとき	90日以内
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性職員に対して付与	請求があった日から出産日まで
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間以内
育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる女性職員に対して付与	1日2回90分を超えない範囲
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性職員又は生理に有害な業務に従事する女性職員に対して付与	1生理期間につき必要な期間
結婚休暇	職員が結婚するとき	6.5日以内
忌服休暇	職員の親族が死亡した場合	7日以内
組合休暇	職員が、登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合等	1年度につき30日以内
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合	子が3歳に達する日まで
介護休暇	要介護者の介護をする職員に対して、要介護者ごとに通算して1年を超えない範囲内で指定する期間内において勤務をしないことが相当であると認められる場合	必要と認める期間
介護時間	要介護者の介護をする職員に対して、要介護者ごとに連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	1日につき2時間を超えない範囲内
特別休暇 (基準等に掲げる事由により勤務することができない場合において、市長がやむを得ないと認めたとき)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定による交通の制限又は遮断	必要と認める期間
	風水震災火災その他の非常災害による交通遮断及び職員の現住居の滅失又は破壊	必要と認める期間
	その他交通機関の事故等の不可抗力の原因	必要と認める期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭	必要と認める期間
	選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認める期間
	盛夏の期間における職員の休養	必要と認める期間
	妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が母子健康法に基づく保健指導又は健康診査を受けるためにする保健医療機関への通院	必要と認める期間

<p>特別休暇 (基準等に掲げる事由により勤務することができない場合において、市長がやむを得ないと認めたとき)</p>	<p>妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>1日を通じ1時間を超えない範囲内</p>
	<p>職員の妻が出産する場合の出産予定日前7日から出産日後14日の間</p>	<p>2日(第2子以降は3日)以内</p>
	<p>職員が要介護者を介護する場合であって、職員のほかに介護する者がいないと認められる場合</p>	<p>1年度につき10日以内</p>
	<p>職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合</p>	<p>申出又は提供に伴い必要な検査、入院等に要する期間</p>
	<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合</p> <p>① 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>② 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</p> <p>③ ①及び②に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>1年度につき5日以内</p>
	<p>介護その他の任命権者が必要と認める場合</p>	<p>1年度につき30日を上限として任命権者が別に定める基準により算定する期間</p>
	<p>中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1年度につき5日(子が2人以上の場合は10日)以内</p>
	<p>勤続期間が10年、20年、30年又は40年に達した職員が、心身の活力の維持及び増進又は自己啓発を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>各勤続期間に達した日後の最初の4月1日から同日の属する年度の末日までの期間における連続する5日以内</p>
<p>職員の妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合で、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育(同居して監護することをいう。以下同じ。)する男性職員が、これらの子を養育する場合</p>	<p>5日以内</p>	

8. 職員の分限及び懲戒処分状況

令和4年度の分限処分、懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

分 限 処 分				懲 戒 処 分			
免 職	休 職	降 任	降 級	免 職	停 職	減 給	戒 告
0	56	0	0	2	2	1	2

9. 職員のサービスの状況

職員のサービスの根本基準は、地方公務員法第30条において「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。地方公務員法には、サービスに関する具体的な義務として、次のとおり定められています。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

また、市では職員に対して、下記のとおり綱紀の粛正に関する通達を出し、公務員としての自覚を促すなどして、市政への市民の信頼確保に努めています。

- ・令和4年6月16日 綱紀の粛正について（通達）
- ・令和4年7月5日 綱紀の粛正について（通達）

10. 職員の研修の状況

目指す職員像を「常に何かを求めていく職員」として、西宮市人材育成基本方針を平成24年3月に全面改定し、さまざまな研修に取り組んでいます。

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部の研修については中止しましたが、感染症予防対策を講じた上で実施しました。

実施した研修は、新入職員や管理監督職対象の研修のほか、専門的知識が特に必要とされる技術職員対象の研修です。

また、高度な専門的知識の修得と人的ネットワーク構築ができる外部研修専門機関へ職員を派遣しました（一部、オンライン開催）。

研修の受講者数は延べ3,322人で、その内訳は、次表のとおりです。

区 分	内 容	研修数	受講延べ人数
基本研修	体系的に行う基本的、共通的研修	93件	2,704人
派遣研修	他研修機関に派遣して行う研修	121件	289人
職場研修	職場単位で行う研修	10件	300人
自主研修	勤務時間外の自発的な自己研修	15件	29人
計		239件	3,322件

## 1.1. 職員の人事評価の状況

- (1) 目的 計画的な人材の育成、コミュニケーションによる組織の活性化、継続的な組織の目標の達成、職員の意識改革や行動改革
- (2) 評価期間 4月～翌年3月
- (3) 対象者 全職員
- (4) 評価者 1次評価者、2次評価者及び調整者  
 (例) 一般職員の場合、1次評価者は係長級、2次評価者は課長級となる。評価について、1次評価者と2次評価者の意見に相違がある場合は、部長級が調整者となる。
- (5) 評価項目例
- ① 迅速性、協調性、積極性など職務に関連してみられる個人の性質に関する項目
  - ② 理解判断力、文章表現力、応対力、計画力など職務に関連してみられる能力に関する項目
  - ③ 指導力、統率力、折衝力など役付職員にみられる能力に関する項目

## 1.2. 職員の福利厚生状況

### (1) 職員の労働安全衛生関係及び職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断の実施や保健指導、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策などを実施しています。職員の安全衛生管理体制については、西宮市職員安全衛生規程に基づき各事業場に設置している安全衛生委員会で取り組んでいます。

#### ○健康診断実施状況

健康診断名称		対象者
法定 検 診 等	定期健康診断	全職員
	ストレスチェック	全職員
	深夜業務従事者健康診断	深夜業務従事者
	放射線業務従事者健康診断	放射線業務従事者
	石綿作業従事者健康診断	石綿作業従事者
	有機溶剤取扱作業従事者健康診断	有機溶剤取扱作業従事者
	騒音業務従事者健康診断	等価騒音レベルが8.5db以上になる作業場従事者
随 時 検 診	有機りん剤散布作業従事者健康診断	有機りん剤散布作業従事者
	大腸がん検診	希望者
	前立腺がん検診	50歳以上の男性職員で希望者
	消化器（胃）検診	35歳以上の職員で希望者
	頸肩腕障害等健康診断	保育士、調理員、理学療法士等で希望者
情 報 機 器 作 業 従 事 者 健 康 診 断	情報機器作業従事者健康診断	情報機器作業に従事する職員で希望者
	骨粗しょう症検診	40歳以上の女性職員で希望者

#### ○過重労働による健康障害防止対策

区分	内容
助言指導	超過勤務が月45時間を超えた職員に対し、3か月ごとに定期健康診断結果と超過勤務実績表を参考に、産業医が書面により助言指導を行う。
保健指導 (面接指導)	超過勤務が月80時間又は2～6か月の超過勤務が月平均80時間を超えた職員に対し、定期健康診断結果と超過勤務実績表を参考に、産業医が面談により保健指導を行う。



(2) (一財) 西宮市職員自治振興会

「西宮市職員の福利厚生に関する条例」に基づき、職員の福利厚生の増進を目的に、(一財) 西宮市職員自治振興会が実施しています。職員の掛金と市負担金・補助金で運営し、給付事業やレクリエーション事業、職員会館等の管理運営などを行っています。

- ・ 会員負担率 給料月額×6.5/1,000
- ・ 事業主負担率 給料月額×3.3/1,000
- ・ 事業補助金 (会館運営事業費) 10,775,000 円

○主な事業

区分	事業概要	事業内容
給付事業	弔慰金	会員、会員の配偶者、会員の子が死亡した場合に支給
	その他弔慰金(※)	会員の実父母等が死亡した場合に支給
	結婚祝金、出産祝金	会員が結婚、出産(配偶者を含む)したときに支給
	リフレッシュ給付金	会員がリフレッシュ休暇を付与される年度に支給
	就学祝金、銀婚祝金、壮健祝(※)	会員の子が就学、会員が婚姻25年経過、会員が満55歳を迎えたときに支給
	永年会員祝金、退会せん別金(※)	会員が在会10年、20年、30年に達したとき、会員が退会したときに支給。
貸付事業	普通貸付	厚生資金の貸付(普通貸付)
文化・レクリエーション・体育事業	退職準備型ライフプランセミナー	退職後の生活設計プランに関する研修
	健康増進事業	会員相互の親睦と健康増進のため、職場体育奨励助成を実施
	カフェテリアプラン・福利厚生代行サービス	一定の福利厚生メニューを利用した際に、年間付与ポイントの範囲内で助成、福利厚生代行会社割引制度を利用
	サークル活動等助成	認定サークル活動等に対し、活動費の一部を助成
	各種施設等割引(※)	各種施設等の割引利用

(※) 会員掛金事業

### (3) 共済組合

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき、兵庫県市町村職員共済組合（一部の教職員は公立学校共済組合）に加入し、共済組合が次の事業を実施しています。これらの事業は、法令の定めるところにより、組合員である職員からの掛金と使用者である地方公共団体からの負担金により運営されています。

#### ○共済組合の事業

区 分	事 業 内 容
長期給付事業 (常勤職員のみ)	職員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う事業。
短期給付事業	職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行う事業。
福祉事業	健康の保持増進、宿泊施設の運営、住宅資金等の貸付、貯金などを行う事業。

※詳細は下記のホームページをご覧ください。

兵庫県市町村職員共済組合 <http://www.h-kyosai.or.jp>

### 1.3. 公平委員会の業務の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるべきことを要求することができます。また、任命権者によって懲戒その他その意に反すると思われる不利益な処分を受けた職員は、審査請求をすることができます。公平委員会は、これらの措置要求の審査及び審査請求に対する裁決又は決定などを行っています。

令和4年度における措置要求及び審査請求の状況は、次のとおりです。

#### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年3月31日 現在係属件数	令和4年度中 措置要求件数	令和4年度中 処理件数	令和5年3月31日 現在係属件数
0	0	0	0

#### (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

区 分	令和4年3月31日 現在係属件数	令和4年度中 審査請求件数	令和4年度中 処理件数	令和5年3月31日 現在係属件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0